

つくば市における児童発達支援センターの在り方に関する検討会開催要項

(趣旨)

第1条 つくば市における児童発達支援センターの在り方に関する検討会(以下「検討会」という。)は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)以下「法」という。)第3条の3に謳う市町村の責務を果たすための中核施設として、本市が「(仮称)つくば市児童発達支援センター」を設置するにあたり、法第43条にある児童発達支援センターが担う機能の他、児童の健全な育成に資する機能を加えるとともに、その在り方について、有識者、関係者の参集を得て検討を行うものとする。

(検討事項)

第2条 検討会は、次に挙げる事項について検討する。

- (1) 本市における児童発達支援の在り方に関する事
- (2) 「(仮称)つくば市児童発達支援センター」の在り方に関する事
- (3) その他児童の福祉に関する支援に係る事

(組織)

第3条 検討会は、20人以内の委員で組織し、次に掲げる者のうちから、つくば市長(以下「市長」という。)が任用する。

- (1) 障害のある児童に関する当事者団体を代表する者
- (2) 障害のある児童の医療・福祉等の関係者
- (3) 児童の育成及び福祉に係る関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 学識経験者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任用期間は3年以内とする。

- 2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(座長及び副座長)

第5条 検討会には、座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、検討会を代表し、会務を総括する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会は座長が招集し、開催する。

- 2 検討会は必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(会議の非公開の決定)

第7条 検討会による会議の非公開の決定は、座長が当該会議に諮って行うものとする。

- 2 検討会は、会議の全部又は一部を非公開とすることを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

(公開の方法等)

第8条 検討会の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

- 2 検討会は、会議の傍聴を認める定員をあらかじめ定めるとともに、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。
- 3 検討会は、会議の傍聴者に会議資料を提供するものとする。ただし、資料が貴

重、高額、大量であるなどの理由により、会議資料を提供できない場合については、審議事項がわかる資料の提供に代えることもできるものとする。

4 検討会は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続及び遵守事項を記載した傍聴要領を定めるものとする。

(庶務)

第9条 検討会の庶務は、つくば市保健福祉部障害福祉課において処理する。

(守秘義務)

第10条 本検討会の委員は、運営上知り得た秘密や個人に関する情報をほかに漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

附 則

この要項は、平成30年7月17日をもって施行する。